

1 大阪府国民健康保険運営方針の一部変更について

- 令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い、子ども・子育て支援納付金分保険料に関する賦課方式等を定めるため「大阪府国民健康保険運営方針」を一部変更することとした。
- 国民健康保険法第82条の2第7項の規定により、大阪府が府内市町村に対して意見聴取を行ったため、本市意見について、令和7年度大阪市国民健康保険運営協議会第1回総会（R7.10.1）にて諮問した。
- 各市町村からの意見等を踏まえ、令和7年12月に大阪府国民健康保険運営方針を一部変更した。

【法定意見聴取実施期間】

令和7年9月26日～令和7年10月8日

（参考）法定意見聴取における本市の意見及び府の考え方

本市の意見	府の考え方
子ども・子育て支援金制度は、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして、医療保険料とあわせて拠出するものであるが、拠出にあたっては、医療・介護の歳出改革等と質上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、<u>実質的な負担が生じない（社会保障負担率を上昇させない）こととされている。</u> なお、歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）に沿って、令和10年度までの各年度の予算編成過程において具体的な内容を検討・決定していくこととされている。 また、歳出改革の検討・実施に当たっては、医療・介護サービスなどにおいて必要な保障が欠けることのないよう、見直しによって生じる影響を考慮しながら、国において丁寧な検討を進めることとされている。 <u>大阪府としても、国の検討状況を注視するとともに、国に対し、支援金制度の導入による実質的な負担が生じていないか、客観的・継続的な検証と十分な情報公開を行うよう要請いただきたい。</u>	<u>子ども・子育て支援金制度の導入に伴う影響等については、市町村との情報共有等の連携を図りつつ、国の動向を注視してまいります。</u>

子ども・子育て支援納付金分保険料に係る賦課方式等について

（１）標準的な保険料算定方法（大阪府）

- 子ども・子育て支援納付金分保険料の賦課方式等については、各市町村の条例で定めることとされている。
- 大阪府では、府内市町村で保険料水準を完全統一しており、子ども・子育て支援納付金分保険料の賦課方式等についても統一することとなる。

	（応益割）		（応能割）	賦課方式
	平等割 ※世帯あたり	均等割 ※被保険者あたり	所得割	
医療分	○	○	○	3方式
後期高齢者支援金分	○	○	○	3方式
介護納付金分	-	○	○	2方式
子ども・子育て支援 納付金分	※府及び府内市町村の協議により決定			※府及び府内市町村の 協議により決定

（２）広域化調整会議における検討

- 大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成される「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において検討
→ 賦課方式は「2方式」、賦課限度額は「国民健康保険法施行令で定める額」とする。